

9月1日は防災の日

◆問い合わせ 総務課

「防災の日」は、89年前の大正12年9月1日に発生した「関東大震災」の教訓を忘れない、という意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めて、昭和35年に制定されました。

近年、8月14日に起きた豪雨のように、短時間のうちに狭い範囲に集中して降る激しい雨が多発し、土砂崩れや浸水被害をもたらしています。

災害から自分自身や家族を守るためには、日ごろからの備えが重要です。「防災の日」をきっかけに、家庭で災害の備えについて確認しましょう。

大丈夫ですか いざという時の備え

◆非常持ち出し品の用意

非常時の持ち出し品は、必要最小限のものを、家族のリュック等に分割させて、すぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

◆拠点避難地の場所を確認

市では、地域ごとに避難地を指定しています。自分の住んでいる地域の避難地がどこなのかを確認し、出来

れば自宅から避難地まで実際に歩いてみましょう。

◆正確な情報を収集

災害時の判断には、正しい情報を手に入れることが重要です。防災行政無線、携帯電話、パソコン、テレビ、ラジオ等からの情報に注意しましょう。

◆声を掛け合って避難

避難勧告などが発令された場合、高齢者や子ども、障がいのある人たち（要援護者）に声を掛けて、近所で協力して速やかに避難しましょう。また、できるだけ、集団で避難するように心がけましょう。

ハザードマップをご活用ください

市では、防災ハザードマップを作成し、3月号の「広報やわた」と一緒にお届けしました。

拠点避難地・防災行政無線の設置場所・避難に係る備えや災害情報のしくみのほか、災害時の連絡先や市民の皆さんが拠点避難地までの経路を直接書き込むことができる欄等

9月12日(水)

防災行政無線から試験放送が流れます



国が、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の送信試験を実施します。J-ALERTとは、大規模災害等が発生した際に、通信衛星を利用して、国（消防庁）から情報を送信し、市の防災行政無線を自動起動させ、市民の皆さんに緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

今回の全国一斉送信試験で、市の防災行政無線から次のとおり、試験放送が流れます。

- ▽日時 9月12日(水) 午前10時と10時30分
- ▽内容 「これは試験放送です(3回繰り返す)」。こちらは、八幡市です「チャイム」

◆問い合わせ 総務課

災害時に避難支援が必要な人は登録を!

昨年から、地震などの災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人に対して、自治会等

を中心とした地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

災害時に避難支援が必要な人は、随時受け付けていますので、登録してください。

▽対象となる人
高齢や障がいなど何らかの理由で日常的に支援を必要とする人で、災害に関する情報の収集や自力での避難が難しく、地域の支援を希望する人です。

※支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の内容をあらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供することに同意していただく必要があります。

◆問い合わせ 福祉総務課

京都府では、防災・防犯の情報をメール配信しています。ご利用ください。

▶利用方法 府に空メールを送信し、府から返信されるメールに従って登録手続きを行ってください。

▶メールアドレス anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp

▶QRコード QRコード対応の携帯はこちらから。



◆問い合わせ 総務課

被災地から市内に避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは国の事業に合わせて終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課

豪雨による被災者への支援制度

このたびの豪雨で被災された皆さんへの支援制度をまとめました。詳細については、各担当課にお問い合わせください。

①は対象者および要件②は支援の内容

証明書

り災証明 総務課

①被災者②り災証明書の発行(無料)

証明書手数料

市民税課・資産税課
・納税課・市民課

①被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提出が必要な場合で、り災証明書の交付を受けた人
②所得・課税証明、法人に関する証明、土地・家屋関係証明、納税証明、住民基本台帳、戸籍関係証明書の手数料の免除

見舞金

災害見舞金 福祉総務課

①床上浸水以上の被災者
②被災世帯に見舞金を支給

税金・保険料等

市・府民税 市民税課

①床上浸水以上の被災者
②市・府民税（8月14日以降の納期分）の減免、納期限の変更および平成25年度の市・府民税の所得控除

固定資産税等 資産税課

①災害により被害を受けた家屋、償却資産（床上浸水以上の場合）
②固定資産税・都市計画税（第3期分および第4期分）の減免および納期限の変更

市税等の納付 納税課

①家屋・資産の被災により市税等の納付が困難な人
②納税相談による分割納付（8月14日以降の納期限の市税等）

国保料等の納付

保険料収納課

①家屋・資産の被災により国保料等の納付が困難な人
②納付相談による分割納付（8月14日以降の納期限の国保料等）

介護保険 高齢介護課

①被災者で一定の要件を満たす人
②介護保険料の徴収猶予および減免、利用者負担額の減免

国民健康保険 国保医療課

①被災者で一定の要件を満たす人
②国民健康保険料の徴収猶予および減免、一部負担金の減免

後期高齢者医療 国保医療課

①被災者で一定の要件を満たす人
②後期高齢者医療保険料の徴収猶予および減免、一部負担金の減免

ごみ処理

ごみ処理手数料 環境業務課

①被災者
②ごみ処理手数料の減免

上下水道

上下水道料金 水道総務課

①災害家屋等の上（下）水道契約者で、使用水量が平月使用量（前年同期の使用水量等）よりも増加している場合
②8月14日の豪雨による災害に伴い、平月使用水量よりも増加した部分の上下水道料金の減免

その他

中小企業融資(府制度)の紹介および利子補給 商工観光課

①融資については被災し、り災証明書の交付を受けた中小企業者
利子補給については、京都府融資制度のうち対象制度を受けた中小企業者
②災害復旧に必要な設備資金、運転資金の貸付についての府の制度の紹介および利子補給